

平成30年 9月20日

都道府県木（協）連
事務局長 様
業 種 別 団 体

一般社団法人 全国木材組合連合会

「住宅省エネルギー技術講習会」及び「建築物省エネ法説明会」のご案内

〔1〕「住宅省エネルギー技術講習会」

国土交通省では、新築住宅の省エネ基準適合率を2020年（平成32年）までに100%にするという目標を設定しています。

この目標を達成するため、住宅の省エネルギー化を推進するための体制を強化する事業として、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のため「住宅省エネ化推進体制強化事業」が推進されています。

住宅関係団体等で構成する全国木造住宅生産体制強化推進協議会（全国協議会）と各都道府県の木造住宅生産体制強化推進協議会（地域協議会）が連携して、住宅の省エネルギー化に向けて「住宅省エネルギー技術講習会」が全国各地で開催されています。

この講習会の対象者は、木造住宅生産を担う大工技能者や断熱施工技術者、設計者のほか、木材関連事業者なども参加可能です。

木材関連事業者としても省エネの知識を学んでおくことは極めて重要ですので講習会への参加をお勧めいたします。講習会の日程は、住宅省エネルギー技術講習会のホームページで、都道府県ごとに開催情報が常に更新されています。

〔住宅省エネルギー技術講習会のサイト〕

<http://www.shoene.org/>

〔2〕「建築物省エネ法説明会」

国土交通省は、全国の主要都市で、建築物省エネ法説明会を開催します。建築物省エネ法への関わり方などに応じて、2種類の説明会があります。

平成29年4月より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）の規制措置が施行され、建築主は、一定規模以上の建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合義務や省エネ計画の届出義務への対応が必要となりました。

建築物省エネ法への関わり方などに応じて、2種類の説明会を下表のとおり開催します。

なお、昨年度の本説明会に参加できなかった方や、参加はしたけれども内容を再確認したい方は、是非この機会にご参加ください。

名称	建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～	建築物省エネ法説明会 ～適判における疑問点と対処法の紹介～
対象者	<u>建築物省エネ法の基本から知りたい方、 関わりの少ない方</u> 建築主、設計者、施工者、メーカー、 ビル管理会社などの事務系管理職など	既に省エネ適合性判定について、 <u>実際に業務をされている方又は予定のある方</u> 設計者、施工者、設備機器メーカーの 実務者など
時期・場所	平成 30 年 10 月 2 日(火)～11 月 2 日(金) 全国主要都市 19ヶ所 28 回 ※詳細は別紙 1 を参照	平成 30 年 10 月 2 日(火)～11 月 6 日(火) 全国主要都市 10ヶ所 17 回 ※詳細は別紙 2 を参照
内容	・建築物省エネ法の概要 ・省エネ基準への適合義務(適合性判定) ・省エネ計画の届出義務 等	・省エネ基準適合義務の施行状況 ・設計図書に記載方法 ・省エネ基準に係る設計・管理のポイント 等
参加費用	無 料	
申込方法	以下の各ホームページ、FAX又は電話によりお申込み下さい	
その他	定員になり次第受付終了とさせていただきます	

<説明会参加の申込み・問い合わせ先>

建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～

建築物省エネ法 適判・届出のフォローアップ説明会事務局

ホームページ: <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30shoene-followup>

FAX : 0120-252-936(24 時間受付)

電 話 : 0120-771-266(受付時間: 9:00～18:00(土・日・祝除く))

建築物省エネ法説明会 ～適判における疑問点と対処法の紹介～

建築物省エネ法 適判における疑問点と対処法の紹介説明会事務局

ホームページ: <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30shoene-qa>

FAX : 0120-370-577(24 時間受付)

電 話 : 0120-221-510(受付時間: 9:00～18:00(土・日・祝除く))